別表第一	［略］
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	
うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	［略］
うち第一種公衆電話機台数削減費用	［略］ 通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（一）	
うち第一種公衆電話機	［略］
うち第一種公衆電話機	
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（二）	
うち第一種公衆電話機	［略］
うち第一種公衆電話機	則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号イ及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（二）

別表第一	［同上］
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	
うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	［同上］
うち第一種公衆電話機台数削減費用	［同上］ 通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（一）	
うち第一種公衆電話機	［同上］
うち第一種公衆電話機	
設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価（二）	
うち第一種公衆電話機	［同上］
うち第一種公衆電話機	則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（二）